

土木学会四国支部 選奨土木遺産選考委員会内規

平成 14 年 5 月 17 日制定

平成 23 年 5 月 13 日一部改正

(総 則)

第 1 条 この内規は、「土木学会選奨土木遺産選考委員会の構成および運営に関する内規」に基づき、四国支部における選奨土木遺産に係る推薦候補の選考にあたっての基準、方法等に関する事項について規定する。

第 2 条 土木学会選奨土木遺産選考委員会（以下「本部選考委員会」という。）の選考に際し、四国支部推薦の授賞候補を選考するため、四国支部内に土木学会四国支部選奨土木遺産選考委員会（以下「支部選考委員会」という。）を設置する。

(支部選考委員会の構成)

第 3 条 支部選考委員会委員の構成については、8 名以内とし、地域分野および専門分野に配慮する。

(委 員)

第 4 条 委員は、支部所属の正会員の中から選出し支部長が委嘱する。

第 5 条 委員は、中立公平な立場で選考に当たるものとし、学界、行政機関および専門分野（民間）から選出する。

第 6 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

(委員長)

第 7 条 支部選考委員会に委員長をおく。委員長は学識者とし、委員の互選により決定する。

(候補の選考)

第 8 条 選考にあたっては、「日本の近代土木遺産－現存する重要な土木構造物 2000 選」の A ランク施設を主たる対象候補として選考する。なお、必要に応じて 2000 選におけるランク施設について見直しを行うものとする。

(附則) この規約は、平成 14 年 5 月 17 日から実施する。

(附則) この変更規約は、平成 23 年 5 月 13 日から実施する。